

令和8年度 会計年度任用職員（子どもわくわく課・児童指導員補助A）募集案内

北区子ども未来部子どもわくわく課

1 採用予定数・勤務場所・職務内容

採用予定数	勤務場所	職務内容
若干名	わくわく☆ひろば { 学童クラブ 放課後子ども教室 児童館 子どもセンター ティーンズセンター	【児童支援】 児童の遊びの補助・工作や遊びの事前準備 【安全管理】 事故を未然に防ぐ声かけ・遊具の点検 【環境整備】 施設内外の清掃（室内外、トイレ、玄関、庭、その他）・洗濯・小さな修理（おもちゃの修理・その他） 【学童クラブ】 おやつ準備・食器洗い 等

※ 指定管理者制度・業務委託を導入している場所を除く。

※ 児童館・子どもセンターに所属し、学童クラブ、放課後子ども教室、児童館・子どもセンター内のいずれかでご勤務いただきます。

【勤務場所一覧】

児童館・センター	学童クラブ	放課後子ども教室
赤羽児童館		
栄町子どもセンター	○（滝野川第五小内）	○（滝野川第五小内）
赤羽西児童館	○（西が丘小内）	○（西が丘小内）
赤羽北児童館		
豊島児童館		
桐ヶ丘児童館		
田端児童館		○（滝野川小内）
滝野川西児童館		○（西ヶ原小内）
王子東児童館		
東十条東児童館	○（東十条小内）	○（東十条小内）
西が丘児童館	○（王子第五小内）	○（王子第五小内）
浮間子ども・ティーンズセンター		○（浮間小内）
神谷子どもセンター	○（都の北学園内）	○（都の北学園内）
志茂子ども交流館	○（なでしこ小内・旧神谷育成室）	○（なでしこ小内）

2 受験資格

児童館事業や放課後子ども総合プラン事業、学童保育に意欲があり、子どもたちと一緒に身体を動かして遊んでいただける方

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

3 任用期間

令和8年7月1日～令和9年3月31日

※ 公募によらない再度の任用についての上限回数は連続4回までとします。再度の任用の上限回数に達した場合は、公募による募集に申し込むことができます。

4 勤務条件

- (1) 報酬額 時給 1,580円(地域手当相当額を含む)
※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。
※ 通勤に係る費用は実費を支給します(1か月の上限額:55,000円)。
※ この他に児童指導員補助Aには、期末・勤勉手当の支給があります。
- (2) 勤務日数 週3日勤務(4週間ごとの期間につき12日勤務)
- (3) 勤務時間 原則として、8時から19時15分までの間において休憩時間を除き児童指導員補助Aは1日4時間 ※当番あり(早番、遅番等)
- (4) 休憩時間 なし
- (5) 週休日 4週間ごとの期間につき16日(日曜日に加えて、12日の週休日を設けるものとし、勤務表によって定める。)
- (6) 休日 祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日、その他北区規則で定める日
- (7) 休暇 年次有給休暇、慶弔休暇等
- (8) 時間外労働 原則なし
※ やむを得ず時間外労働を行った場合は、手当に相当する報酬を支給します。
- (9) 加入保険 なし
- (10) 退職金 なし
- (11) 就業場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項 敷地内禁煙

5 選考方法・日程

(1) 選考方法

書類選考、面接選考を実施し、合格者は両方の結果を総合して決定します(面接日時及び場所は、別途、書面の郵送にてお知らせします)。

(2) 日程

申込期限(必着)	面接等通知発送予定日	面接選考実施日(予定)	選考結果通知発送日
令和8年6月1日(月)	令和8年6月3日(水)	令和8年6月9日(火)	令和8年6月上旬

6 申込方法

次のものを揃え、申し込みをしてください。

◎「北区会計年度任用職員(子どもわくわく課・児童指導員補助A)申込書」

必ず、2枚目(裏面)の「志望動機」及び「欠格事由に関する申告」欄の記入をお願いします。

- ※ 郵送の場合は、封筒の表に赤字で「児童指導員補助A申込」と明記してください。
- ※ 窓口提出の受付時間は、月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8時30分～17時15分です。
- ※ 応募書類は採用・不採用の結果を問わず返却いたしません。
- ※ 選考過程及び選考結果の理由については、採用・不採用を問わずお答えできません。

7 その他

令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。これらの制度の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。確認の結果、特定性犯罪の前科を有すること

が判明した場合は、採用しないことがあります。

8 申込先・問合せ先

北区子ども未来部子どもわくわく課事業計画係（滝野川分庁舎1階①番窓口）

住所 〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10 電話 03-3908-9128